



埼玉労働局発表
令和6年8月16日（金）

(照会先)

埼玉労働局職業安定部職業安定課
課長 千葉 直樹
課長補佐 岡田 修一
地方雇用保険監察官 萩野 宏和
電話 048 (600) 6208

報道関係者各位

大宮公共職業安定所における個人情報漏えいの発生について

埼玉労働局（局長 片淵 仁文）は、大宮公共職業安定所（所長 堀口 剛）において発生した個人情報漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じたので、概要をお知らせします。

関係者の皆さまに多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びしますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 概要

大宮公共職業安定所（以下「大宮所」という。）において、管内のA事業所から預かっていた書類の処理を終えて返却する際、A事業所とは異なる管内事業所から提出された雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格取得届等」という。）計97人分（※）について、誤ってA事業所への返却書類に混入していたもの。

なお、資格取得届等には、氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）、雇用保険被保険者番号、住所、在留カード番号、国籍（外国人の届出分のみ）等が記載されていた。

（※）個人番号（マイナンバー）については、うち46人分

2 事実経過

(1) 令和6年7月23日（火）

A事業所担当者が来所し、雇用保険関係の書類を提出。対応した大宮所雇用保険適用担当部署（以下「担当部署」という。）の職員Bは、A事業所から提出された雇用保険関係書類の入った手提げバッグごと受け取り、中身を確認の上、預り書を交付した。

(2) 令和6年7月23日（火）～令和6年7月26日（金）

A事業所から提出された書類について、担当部署の職員は分担して事務処理を行

うとともに、担当した書類の数を預り書と突合をした上で、A事業所に交付する書類を手提げバッグに収納した。

(3) 令和6年7月26日(金)

A事業所から預かった書類の処理を最後に行った職員Cが、担当する分について預り書と突合し、作業を終えたところで、職員Bに全ての処理が完了した旨報告した。職員Cから報告を受けた職員Bは、預かった書類の処理が全て終了した旨をA事業所担当者に連絡した。

(4) 令和6年7月29日(月)

A事業所担当者が来所し、職員Dが対応。職員Dは、職員BがA事業所に対して処理が完了した旨の連絡をしたことを知っていたため、提出された書類の突合確認が済んでいるものと考え、手提げバッグの中身を改めて確認することなく返却した。

(5) 同日

A事業所担当者から、返却された書類の中にA事業所とは関係のないクリアファイルに入った書類が含まれている旨の連絡を受けた。

誤って混入した疑いがあるため担当部署管理者及び職員DがA事業所を訪問したところ、A事業所とは関係のない資格取得届等が誤って混入されていた事実を確認した。A事業所に対して謝罪を行うとともに、誤って混入した資格取得届等をクリアファイルとともに回収した。

なお、A事業所からは、心当たりのないクリアファイルであったため、中身を確認することなく連絡した旨の説明を受けた。

(6) 令和6年8月5日(月)～令和6年8月14日(水)

漏えいの対象となった97人に対し、事業所等を通じて、漏えいについての謝罪を行った。

3 誤交付が生じたと考えられる要因

- (1) A事業所から提出された書類について完全に事務処理が終わるまでの間、手提げバッグのチャックを開けたままにして保管していたこと。
- (2) A事業所から提出された書類全体を一元的に管理する仕組みとしていなかったこと。
- (3) A事業所に対して、大宮所の窓口で書類を交付する際、改めて手提げバッグの中身を確認することなく、交付したこと。

4 二次被害の可能性

A事業所への返却書類に誤って混入した事実が発覚した即日に回収を済ませるとともに、A事業所担当者からは、心当たりのないファイルであったためファイルの中身は確認していないとの連絡を受けているため、二次被害の可能性は少ないと考えられる。

5 再発防止策

(1) 大宮所における対策

- ① 提出された書類については、即時に処理を行う場合を除き、鍵のかかる所定の保管場所に保管する。また、やむを得ずバッグごと書類を預かるような場合、関係のない書類が混入しないようバッグも同様に鍵のかかる所定の保管場所に保管する。
- ② 担当が異なる複数種類の申請を事業所から一度に預かる場合、それぞれの申請を担当する職員のほか、これらを一元的に審査の進捗や書類の管理する責任者を定める。
- ③ 書類の受理や交付に当たっては、多数の書類がある場合も含め、全件、必ず事業所と書類の突合を行う。

(2) 埼玉労働局における対策

- ① 令和6年7月30日に緊急会議を実施し、労働局長より、埼玉労働局内全課室長、全8労働基準監督署長及び全15公共職業安定所（出張所）長に対し、本事案の概要を周知するとともに、マイナンバーを含む個人情報の取扱いについて、基本的ルール of 徹底及び細心の注意を払うよう、全職員に周知するよう指示した。
- ② 令和6年8月1日、職業安定課長より、職業安定部各課長、局内全公共職業安定所（出張所）長に対し、全職員に「個人情報保護に関する研修テキスト」による緊急自主点検の実施、及び保有個人情報の適正な取扱いに係る基本動作の徹底を指示した。
- ③ 令和6年8月5日から8月7日までに、総務部又は職業安定部職員が全公共職業安定所に出向き、マイナンバーを含む個人情報の取扱い状況に係る緊急監査を実施した。